

## 警察等への市内空き家の情報提供について

- 令和 7 年 7 月の情報提供

愛知県内の空き家に対する犯罪被害が増加しているため、愛知警察署生活安全課より市内空き家の情報提供依頼があった。

【目的】

市内でどこに空き家が多いか把握することでパトロールの強化

→平成 28 年度実施の空家実態調査及び苦情にて把握した件数を基に地区ごとの件数を提供

例) 阿野町黒部 2 件

阿野町滑 1 件

- 空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン

国土交通省住宅局が令和 5 年 12 月に「空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン」を作成。

→民間事業者に対してのガイドラインのため、警察等公的機関への提供の記載はなし。

- 空家等対策の推進に関する特別措置法

市町村が保有する空家等の所有者に関する情報（固定資産税、介護保険等）の利用等は、第 10 条第 1 項により目的外の目的の利用のために内部で利用することができる。

→外部は利用不可

- 情報提供の範囲

・豊明市空家等対策計画 p 21 の区分図→公開している情報

・住所

・地図上に落とした詳細な位置

・所有者→内部利用の範囲を超える

所有者に関する情報になるのか？



情報提供が可能な範囲の最大はどこまでになるのか？